

2025年7月24日
（一財）製品安全協会

ベッドサイドスリーパーの基準制定（案）について

1. ベッドサイドスリーパーと安全基準

ベッドサイドスリーパーとは、大人のすぐそばで赤ちゃんを寝かせる目的で、大人用ベッドの側面にベビーベッド、あるいは、バシネットを密着・固定するもの。欧米では規制対象（強制規格の対象品目）であり、安全基準は米国の ASTM F2906-23（ベッドサイドスリーパー）、欧州の EN1130（小型）ベビーベッド（Crib）の中で規程）である。いずれも、生後約5か月まで、または子供が手と膝で立ち上がるようになるまでのいずれか早い方までの乳児を対象（米）、あるいは、乳児が自力で座ったり、手や膝で自分で引っ張ったり押し上げたりできるようになるまで（欧）であり、生後5か月程度までの月齢の小さな乳児用の製品として位置づけられている。日本では、添い寝ベッドなどとして製品が市場に出回っており、対象月齢は最長24か月までのものがあるが、日本にはこの製品に対する安全基準がない。

2. 基準制定の背景

（1）製品に伴うリスクとの事故実態

ベッドサイドスリーパーは、ベビーベッド、あるいはバシネットに関わるリスク以外にベッドサイドスリーパーとして製品を使用する際に、以下の特有のリスクがあげられる。

- ① 製品が緩む、あるいは外れるなどして、大人のベッドとの間に危険な間隙が生じる（手足、口鼻、胴体の挟み・窒息の危険）
- ② 製品が外れて転倒する（転倒、製品による圧迫のリスク）
- ③ 子どもが大人の側に転がり込み大人に圧迫される（窒息の危険）

（2）欧米の安全基準内容

上述のごとく、欧米の基準においては、ベッドサイドスリーパーは5か月程度までの月齢の小さな子どもが寝る製品を対象としている。添い寝の慣習がないわけではないが、月齢の小さな子どもに限られており、それより月齢の大きな子どもは添い寝はさせずにベビーベッドに寝かすことが前提となっている。

米国においては ASTM 規格(F2906-23)が、バシネットに対する要件 (ASTM F2194-22)の一部も取り込む要件を定めている。欧州においては、小型のベビーベッド (バシネットに相当するが英語では Crib) に関する欧州規格 EN1130 が、ベッドサイドスリーパーとして使用する際の要件を含んでいる。

2. 基準制定のポイント

日本においては、月齢の大きな子どもとも添い寝する社会慣習があり、また、月齢が5か月を超える乳児を対象とした製品が市場にあることを考慮し、子どもが寝るベッド部分については、バシネット (新生児から月齢5か月程度まで)、又は、ベビーベッド (新生児、あるいは指定された月齢から月齢24か月程度まで) の要件を満たすことを求め、ベッドサイドスリーパーとして使用することに関わる部分については、欧米の要件を導入し、試験方法については米国、欧州のいずれでも可とする方向で制定するものとする。

(1) 適応対象の明確化

子どもの寝る部分がバシネットとして設計されているものが、概ね5か月よりも大きな子どもに使用されることがないように、あるいは、製造元が定める適用月齢の範囲をはずれた使用がなされないよう、適用月齢は明確に表示することを求めることとする。

(2) 基本要件

- ① 製品が大人のベッドにしっかりと固定され、引っ張ったり揺らしても外れず危険な隙間ができず、転倒、倒壊しないこと
- ② 子どものベッド面を大人のベッド面から下げて子どもが大人側に転がり込まないようにすること
- ③ 取り付けなどで使用する紐やロープが子どもに絡むリスクがないこと
- ④ 子どもが製品の隙間に挟まれることがないこと (バシネット、ベビーベッドの要件)

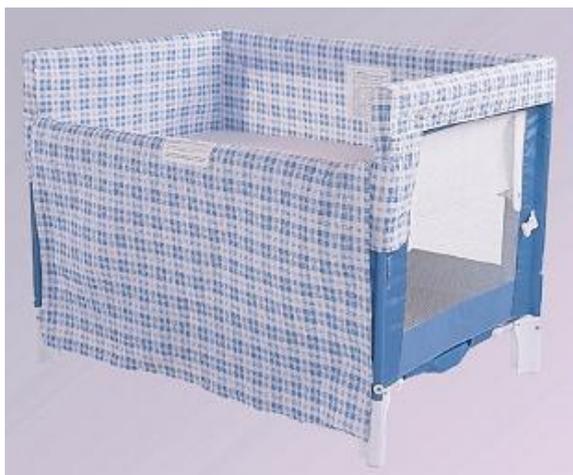
3. 啓発・周知対策

バシネットの使用にともなうリスクについては、社会において必ずしも十分に認識されていないものがある。このため、リスクとその回避策については、多方面の協力を得て、積極的な啓発・周知を行うこととする。

(参考1) 米国における事例

(製品のリコール事例)

- (1) 製品の構造上、布製のライナーが使用されていない場合、またはしっかりと取り付けられていない場合、マットレスから上げられているときに幼児がベッドサイドスリーパーの底部にあるたるんだ布部分に落下したり、幼児がマットレスの端とスリーパーの側面との間に挟まれてしまったりする可能性があり、窒息の危険が生じるとしてリコールされたもの。CPSC（米国消費者製品安全委員会）および Arm's Reach 社は、乳児が上げられたマットレスからスリーパーの底部に落下した、あるいはマットレスの端とベッドサイドスリーパーの側面との間に挟まれたという報告を 10 件受けたが負傷の報告はない。(2011 年 4 月 5 日)



- (2) 側面のレールが完全に固定できず転落の危険があると認められたもの。無償の修理キットで対した事例。2016 年 5 月 10 日



- (3) ベッドサイドスリーパーを含むマルチパーパスの製品で 4 つの問題が指摘されリコールされたもの。2025 年 1 月 30 日

- ① 棧の幅が広すぎて死に至る挟み込みのリスクがある
- ② ベッドサイドスリーパーとして使用する際にサイドレールが低すぎ、大人のベッドに取り付ける装置がない
- ③ マットレスが厚すぎて窒息のリスクがある
- ④ ベッドの周囲にバンパーがあり窒息のリスクがある



(4) マルチパーパスの製品で開口部に幼児が挟まり窒息死した事例

Simplicity 製のコンバーチブル・バスケットには、金属バーが2と3/8インチ（約6cm）以上の間隔で配置されている箇所があり、これは連邦ベビーベッド安全基準で定められた最大許容距離を超えていた。

これらの金属バーは、面ファスナー（ベルクロ）で取り付けられた可動式の布製フラップで覆われていた。バスケットをベッドサイドのコースリーピング（親子添い寝）ポジションに変形する際には、布が折りたたまれる構造になっていた。



この布製フラップを調整した際に、ベルクロが正しく再固定されなかった場合、開口部から乳児が滑り落ちて金属バーの間に挟まり、窒息するおそれがあった。

2008年8月21日：カンザス州ショーニーにて、生後5か月の女兒が、金属バーの間に挟まれて窒息死。2007年9月29日：ミズーリ州ノエルにて、生後4か月の女兒が、同様に金属バーに挟まれて死亡。

(添寝の危険について)

2011年から2020年にかけて米国で発生した7,595件のSUID（Sudden Unexpected Infant Deaths）症例を分析した結果、死亡例の約59.5%（4520件）が死亡時に大人と添寝しており、そのうち75.9%は大人用ベッドで発生していた。メタ分析の結果、寝床の共

有は SIDS のリスクがほぼ 3 倍になることが示された。添い寝をしていた事例（4520 件）のうち、月齢 0-3 が 3307 件(73.2%)、月齢 4-6 が 903 件(20.0%)を占めた。ベッド表面が柔らかいものは 3089 件(68.3%)だった。¹

¹ “Characteristics of Sudden Unexpected Infant Deaths on Shared and Nonshared Sleep Surfaces”, Alexa B. Erck Lambert, MPH Corresponding Author; Carrie K. Shapiro-Mendoza, PhD, MPH; Sharyn E. Parks, PhD, MPH; Carri Cottengim, MA; Meghan Faulkner, MA; Fern R. Hauck, MD, MS, FAAFP, *Pediatrics Vol 153, Issue 3*, March 2024

(参考2) 日本の事故情報

消費者庁によれば²、2010年～2014年の5年間で、ゼロ歳児の窒息事故が160件（不慮の事故502件の32%）発生していた。このうち、顔がマットレスなどに埋まるが33件、ベッドと壁の隙間などに挟まれるが13件、ベッドからの転落に起因する窒息が7件となっており、ベッドガードやベッドサイドスリーパーの使用に伴う潜在的なリスクが読み取れる。また、家族の身体の一部で圧迫される事故が5件確認されており、添い寝のリスクが明らかになっている。

0歳児の就寝時の窒息死事故の状況

事故の状況	件数
顔がマットレスなどに埋まる	33
掛け布団等の寝具が顔を覆う・首に巻き付く	17
ベッドと壁の隙間などに挟まれる	13
ベッドからの転落に起因する窒息	7
家族の身体の一部で圧迫される	5
ベッド上の衣類やクッション等で顔を覆われる	4
その他、詳細不明	81
合計	160

² 「0歳児の就寝時の窒息死に御注意ください！ 一家庭内で、就寝時に窒息死事故が多数発生していますー」消費者庁 News Release 2016年10月24日 chrome-extension://efaidnbnmnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/161024kouhyou_1.pdf